

「生命傷害共済」は、

中小企業・個人事業主・個人の皆様向けの
不慮のケガや病気による
身体・生命のリスクに備える共済です。

ポイント① 共済掛金は一律です。

年齢、職種、性別に関係なく共済掛金は一律です。
年齢階層別等の共済掛金設定ではありませんので、例えば、ご加入後5年10年で共済掛金が引き上がることはありません。

ポイント② 企業の福利厚生（慶弔金）にご活用いただけます。

従業員は企業の財産です。従業員の満足度向上が離職防止に繋がります。
福利厚生制度（慶弔金）を充実させることで、ずっと働きたいと思われる企業へ…。

ポイント③ 幅広い年齢層の方にご加入いただけます。

生命傷害共済：満6歳～満69歳 傷害共済：満6歳～満79歳

例えば、個人事業主と生計を一にするご家族の皆様がご加入いただけます。

働き盛りの事業主、その配偶者、お子様向けに必要な保障内容・保障額を設定できます。
また、シニアプラン※に移行することで、生命傷害共済で満84歳、傷害共済で満89歳まで継続できます。※共済掛金や保障内容等が変更となります。



生命傷害タイプ

プラン		病気死亡も欲しいと言うあなたに					
		6歳以上70歳未満					
		24時間保障タイプ			就業中のみ保障タイプ		
		A	B	C	D	E	F
		月払 1,000円	月払 2,000円	月払 3,000円	月払 710円	月払 1,460円	月払 2,300円
		年払 12,000円	年払 24,000円	年払 36,000円	年払 8,520円	年払 17,520円	年払 27,600円
死 亡 共 済 金 高度障害共済金	病気	100万円	200万円	300万円	100万円	200万円	300万円
	不慮の 事故	200万円	500万円	750万円	200万円	500万円	750万円
	交通 事故等	300万円	700万円	1,100万円	300万円	700万円	1,100万円
後遺障害共済金	不慮の 事故	4万円～ 100万円	12万円～ 300万円	18万円～ 450万円	4万円～ 100万円	12万円～ 300万円	18万円～ 450万円
	交通 事故等	8万円～ 200万円	20万円～ 500万円	32万円～ 800万円	8万円～ 200万円	20万円～ 500万円	32万円～ 800万円
	不慮の 事故	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円	1日につき 5,000円
入 院 共 済 金 事 故 日 から1年間 入院日数365日が限度	交通 事故等	1日につき 4,000円	1日につき 6,000円	1日につき 7,000円	1日につき 4,000円	1日につき 6,000円	1日につき 7,000円
	不慮の 事故	入院30,000円 外来15,000円	入院40,000円 外来20,000円	入院50,000円 外来25,000円	入院30,000円 外来15,000円	入院40,000円 外来20,000円	入院50,000円 外来25,000円
手 術 共 済 金	交通 事故等	入院40,000円 外来20,000円	入院60,000円 外来30,000円	入院70,000円 外来35,000円	入院40,000円 外来20,000円	入院60,000円 外来30,000円	入院70,000円 外来35,000円
	不慮の 事故	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 2,000円	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 2,000円
通 院 共 済 金 事 故 日 から1年間 通院日数365日が限度	交通 事故等	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円
		—	2 万円	10万円	—	2 万円	10万円
先進医療一時金		—	—	最大30万円	—	—	最大30万円

※就業中のみ保障タイプは天災危険保障特約がセットされていません。
就業中のみ保障タイプの病気死亡および病気高度障害、疾病入院一時金は 24 時間保障します。

【ご加入に際して】

ご加入者〔被共済者〕の範囲

- 健康で、正常に就業し、または日常生活を営む方
- ① 生命傷害タイプ： 満6歳以上満 70 歳未満の方
- ② 傷害タイプ： 満6歳以上満 80 歳未満の方
- ③ シニア生命傷害タイプ： 満 70 歳以上満 85 歳未満の方
- ※ ただし、満 75 歳以上の方は、満 75 歳未満から更新継続された方に限ります。
- ④ シニア傷害タイプ： 満 80 歳以上満 90 歳未満の方
- ※ ただし、満 85 歳以上の方は、満 85 歳未満から更新継続された方に限ります。
- （注）被共済者の年齢に応じて、共済金額の一部を減額の上継続することがあります。

傷害タイプ

プラン		万が一の傷害事故にそなえるあなたに					
		6歳以上80歳未満					
		24時間保障タイプ			就業中のみ保障タイプ		
		G	H	I	J	K	L
		月払 500円	月払 1,000円	月払 1,500円	月払 230円	月払 450円	月払 680円
		年払 6,000円	年払 12,000円	年払 18,000円	年払 2,760円	年払 5,400円	年払 8,160円
死 亡 共 済 金 高度障害共済金	病気	—	—	—	—	—	—
	不慮の 事故	100万円	300万円	500万円	100万円	300万円	500万円
	交通 事故等	200万円	600万円	700万円	200万円	600万円	700万円
後遺障害共済金	不慮の 事故	4万円～ 100万円	12万円～ 300万円	20万円～ 500万円	4万円～ 100万円	12万円～ 300万円	20万円～ 500万円
	交通 事故等	8万円～ 200万円	24万円～ 600万円	28万円～ 700万円	8万円～ 200万円	24万円～ 600万円	28万円～ 700万円
	不慮の 事故	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円	1日につき 6,000円
入 院 共 済 金 事 故 日 から1年間 入院日数365日が限度	交通 事故等	1日につき 3,000円	1日につき 5,000円	1日につき 8,000円	1日につき 3,000円	1日につき 5,000円	1日につき 8,000円
	不慮の 事故	入院30,000円 外来15,000円	入院40,000円 外来20,000円	入院60,000円 外来30,000円	入院30,000円 外来15,000円	入院40,000円 外来20,000円	入院60,000円 外来30,000円
手 術 共 済 金	交通 事故等	入院30,000円 外来15,000円	入院50,000円 外来25,000円	入院80,000円 外来40,000円	入院30,000円 外来15,000円	入院50,000円 外来25,000円	入院80,000円 外来40,000円
	不慮の 事故	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円
通 院 共 済 金 事 故 日 から1年間 通院日数365日が限度	交通 事故等	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円
		—	—	—	—	—	—
先進医療一時金		—	—	—	—	—	—

共済期間

共済契約の申込日の翌月1日午前0時から1年とします。ただし、共済契約申込書に午前0時とは異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

共済責任の開始時期

初年度契約の場合、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時とします。ただし、口座振替により払い込む場合は、共済期間の初日の午前0時とします。

共済契約の継続

- ① 共済契約の継続は、共済契約満了の日の14日前までに、共済契約者より別段の意思表示がない場合には、原則として、共済契約満了の日の契約内容と同一の内容で毎年自動的に継続します。
- ② 共済金請求状況や年齢などによって、共済期間満了後、ご契約を継続できないことや保障内容を変更させていただくことがあります。
- ③ 当組合が普通共済約款、特約条項、共済掛金率等を改定した場合、改定日以降に共済期間の初日（始期日）とする継続契約には、その始期日における普通共済約款、特約条項、共済掛金率等が適用されます。そのため、継続契約の保障内容や共済掛金が継続前のご契約と異なることがあります。

プラン		従業員の福利厚生のために		
		6歳以上80歳未満（5名以上）		
		就業中のみ保障タイプ（準記名式）		
		M	N	O
		月払 240円	月払 470円	月払 710円
		年払 2,880円	年払 5,640円	年払 8,520円
死 亡 共 済 金 高度障害共済金	病気	—	—	—
	不慮の 事故	100万円	300万円	500万円
	交通 事故等	200万円	600万円	700万円
後遺障害共済金	不慮の 事故	4万円～ 100万円	12万円～ 300万円	20万円～ 500万円
	交通 事故等	8万円～ 200万円	24万円～ 600万円	28万円～ 700万円
	不慮の 事故	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円	1日につき 6,000円
入 院 共 済 金 事 故 日 から1年間 入院日数365日が限度	交通 事故等	1日につき 3,000円	1日につき 5,000円	1日につき 8,000円
	不慮の 事故	入院30,000円 外来15,000円	入院40,000円 外来20,000円	入院60,000円 外来30,000円
手 術 共 済 金	交通 事故等	入院30,000円 外来15,000円	入院50,000円 外来25,000円	入院80,000円 外来40,000円
	不慮の 事故	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円
通 院 共 済 金 事 故 日 から1年間 通院日数365日が限度	交通 事故等	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円
		—	—	—
先進医療一時金		—	—	—

〇タイプ加入（月払710円）

配送中に赤信号で停車中のところ
後方から追突され、頸椎捻挫の為、
50日間通院した。



通院共済金：3,000円×50日間＝150, 000円お支払い。

【お支払例】

Cタイプ加入（月払3, 000円）

重度の病気が判明し、30日入院後死亡した。



死 亡 共 済 金：3, 000, 000円
疾病入院一時金： 100, 000円
合計：3,100,000円お支払い。

Eタイプ加入（月払1, 460円）

作業中に建築現場の足場を踏み外し、全身打撲と骨折し、入院30日間、通院15日間および入院中に手術を受けた。



入院共済金： 4, 000円×30日間＝ 120, 000円
通院共済金： 2, 000円×15日間＝ 30, 000円
手術共済金：40, 000円
合計：190, 000円お支払い。

Hタイプ加入（月払1, 000円）

自転車で行走中、バランスを崩し転倒して骨折し、入院70日間、通院15日間および入院中に手術を受けた。



入院共済金： 5, 000円×70日間＝350, 000円
通院共済金： 2, 000円×15日間＝ 30, 000円
手術共済金：50, 000円
合計：430, 000円お支払い。

Iタイプ加入（月払1, 500円）

横断歩道を横断中に運転を誤った車にはねられ全身打撲の為、
7日間入院後死亡した。



死亡保険金：7, 000, 000円
入院共済金：8, 000円×7日間＝56, 000円
合計：7, 056, 000円お支払い。

共済金をお支払いする場合

共済金(特約)の種類	共済金をお支払いする場合
生 命 死 亡 共 済 金	共済期間中の疾病または傷害により死亡したとき
生命高度障害共済金	共済期間中の疾病または傷害により高度障害状態となったとき
傷 害 死 亡 共 済 金	共済期間中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
傷害高度障害共済金	共済期間中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態となったとき
傷害後遺障害共済金	共済期間中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款に定める後遺障害が生じたとき
傷 害 入 院 共 済 金	共済期間中の傷害により入院したとき。ただし、共済証書記載の日数を限度とする。
傷 害 手 術 共 済 金	共済期間中の傷害により、病院または診療所において手術を受けたとき ●入院中の手術・・・傷害入院共済金日額の10倍 ●外来で受けた手術・・・傷害入院共済金日額の5倍
傷 害 通 院 共 済 金	共済期間中の傷害により通院したとき。ただし、共済証書記載の日数を限度とする。
交 通 傷 害 ・ 災 害 死 亡 共 済 金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害に対して傷害死亡共済金が支払われるとき
交 通 傷 害 ・ 災 害 高 度 障 害 共 済 金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害に対して傷害高度障害共済金が支払われるとき
交 通 傷 害 ・ 災 害 後 遺 障 害 共 済 金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害に対して傷害後遺障害共済金が支払われるとき
交 通 傷 害 ・ 災 害 入 院 共 済 金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害に対して傷害入院共済金が支払われるとき
交 通 傷 害 ・ 災 害 手 術 共 済 金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害に対して傷害手術共済金が支払われるとき
交 通 傷 害 ・ 災 害 通 院 共 済 金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害に対して傷害通院共済金が支払われるとき
疾 病 入 院 一 時 金	共済期間中に疾病により継続して20日以上入院したとき
先 進 医 療 一 時 金	共済期間中に先進医療による療養を受けたとき
天 災 危 険 保 障 特 約	この特約を付帯することで、地震、噴火およびこれらによる津波によって生じた傷害に対しても傷害特約、傷害入院特約、傷害通院特約の共済金をお支払いします。
就 業 中 の 危 険 の み 保 障 特 約	この特約を付帯することで、職業または職務に従事している間に被った傷害にかぎり、共済金をお支払いします。 なお、通勤途上を含みます。
準 記 名 式 契 約 特 約 （ 全 員 付 保 ）	この特約を付帯することで、共済契約者が被共済者の名簿を備えていることを条件に、共済契約締結時に共済契約申込書の被共済者欄の記入を省略することができます。

【ご契約に際して】

加 入 で き る 方	宮崎県内の中小企業者とその家族及び従業員の方々が対象となりますが、その他の方々でもこの制度をご利用いただけます。
加 入 申 込	お申込みは、加入日現在健康で、正常に就業し、または日常生活を営む方で、医師の治療中の方を除いて、どなたでもご加入いただけます。(生命傷害タイプ)
共 済 掛 金 払 込	●月払・・・申込日の翌月25日(振替日が金融機関休業日は、翌営業日)に1カ月分の共済掛金を指定口座より振替させていただき、2回目以降の共済掛金は毎月25日に自動振替させていただきます。 ●年払・・・申込日の翌月25日(振替日が金融機関休業日は、翌営業日)に1年分の共済掛金を指定口座より振替させていただき、2年目以降の共済掛金は継続月の当月25日に自動振替させていただきます。
共 済 金 の お 支 払 い	共済金の受取人は共済契約者です。

ご契約の際のご注意

告知義務

共済契約者、被共済者には、共済契約の締結に際し、告知事項(注)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(注)危険に関する重要な事項として当組合が告知を求めるもので、共済契約申込書に★印がついている項目のことです。
この項目が事実と違っている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。
告知事項の記入内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

ご契約後のご注意

通知義務

- ① 共済契約証書記載の住所を変更された場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになりご契約、お支払いに支障がでることがあります。
- ② 本共済では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。これらの職業に就かれた場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。ご契約を解除しますのであらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、共済金の支払事由が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後の身体障害に対しては、共済金をお支払いできません。
- オートテスター(テストライダー)、オートバイ競走選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーターボート競走選手(水上オートバイを含みます。)、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
- ③ 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理所または当組合までご通知ください。

クーリングオフについて

共済期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

組合員資格のご確認

ご加入にあたり、ご契約者の組合員資格について確認をさせていただきます。なお、新たに組合員となる場合は出資金が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取扱いできない場合があります。

個人情報のご取扱いについて

この共済契約に関する個人情報は、当組合がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、当組合が、この共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)
ただし、保健医療等の特別なセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は中小企業等協同組合法施行規則等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先(共済代理所を含む)、保険仲立人、医療機関、共済金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

契 約 等 の 情 報 交 換 に つ い て	当組合は、この共済契約に関する個人情報について、共済事業の健全な運営のために、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、一般社団法人日本共済協会をはじめとした当組合の提携先企業・団体等との間で登録または交換を実施することがあります。
再 共 済 に つ い て	当組合は、この共済契約に関する個人情報を、再共済契約の締結や再共済金等の受領のために、再共済団体等に提供を行うことがあります。

共済金をお支払いしない主な場合

共済金の種類	共済金をお支払いしない主な場合
生 命 死 亡 共 済 金 生命高度障害共済金	■初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までの自殺行為 ■故意または重大な過失 ■闘争行為または犯罪行為 ■刑の執行 ■戦争、外国の武力行使または暴動等 など
傷 害 死 亡 共 済 金 傷害高度障害共済金 傷害後遺障害共済金 傷 害 入 院 共 済 金 傷 害 手 術 共 済 金 傷 害 通 院 共 済 金	■故意または重大な過失 ■闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ■地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注) ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など (注)天災危険保障特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。

このパンフレットは「生命傷害共済」の概要を説明したものです。ご契約の際には、重要事項説明書及び普通共済約款をご一読ください。

お問い合わせ、お申込みは	
【取扱代理所】	【取扱組合】 宮崎県火災共済協同組合 〒880-0013 宮崎市松橋2丁目4番31号 宮崎県中小企業会館4階 TEL 0985-24-1424 FAX 0985-23-9001